

兵庫県公報

平成22年6月14日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（復興支援課）	1
○ 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境整備課）	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第34号）
財団法人兵庫県住宅再建共済基金が公益認定を受け、その名称が改められたことに伴い、用語の整理を行うこととした。
- 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第35号）
行財政構造改革推進方策に基づき、財団法人ひょうご環境創造協会が財団法人兵庫県環境クリエイトセンターを統合したことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第34号

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則（平成17年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「財団法人兵庫県住宅再建共済基金」を「公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第35号

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成元年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第18条第3号を次のように改める。

(3) 財団法人ひょうご環境創造協会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。